

令和2年4月14日	
所 属	尼崎市住宅管理担当
所属長	長江 和仁
電 話	06-6489-6632

市営住宅目的外使用

(一時使用者用)

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う休業要請により、インターネットカフェ等が利用できなくなり、住宅に困窮している方を対象に、電話受付にて先着順で尼崎市営住宅を提供（一時使用を許可）します

1. 提供する市営住宅について

(1) 提供する市営住宅

20戸程度（1DK、2K（43㎡未満））

(2) 使用の期間

緊急事態宣言に伴う休業要請期間中（5月6日まで）

(3) 使用要件

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う休業要請により、市内のインターネットカフェ等が利用できなくなり、住宅に困窮している方

(4) 使用料について

日額2,000円

※光熱水費及び共益費、布団使用料含む

2. 申し込みの受付等

(1) 受付方法

住宅管理担当（06-6489-6632）にて電話による先着受付

(2) 受付時間

4月15日午後2時から受付開始し、15日については午後2時から午後5時30分

4月16日以降は平日の午前9時から午後5時30分

以 上